

派遣法第 23 条第 5 項に基づく弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報

2021 年 8 月 1 日現在

株式会社アクアメント

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）が改正され、第 23 条 5 項の定めにより、以下の内容について情報提供が義務付けられました。

- ① 派遣労働者の数（1 日平均）
- ② 派遣の役務の提供を受けた者の数：派遣先の数（事業年度あたりの事業数）
- ③ 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

マージン率 =
$$\frac{\text{（労働者派遣に関する料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額）}}{\text{（労働者派遣に関する料金の平均額）}}$$

厚生労働省
マージン率や教育訓練に関する取り組み状況

- ④ 教育訓練に関する事項
- ⑤ 労働者派遣に関する料金の平均額（8 時間あたりの派遣料金の平均の額です）
- ⑥ 派遣労働者の賃金の平均額（8 時間あたりの賃金額です）
- ⑦ その他参考と認められる事項
- ⑧ 雇用安定措置を講じた人数
- ⑨ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

派遣労働者の数（1 日平均）	実績なし
派遣先の数	0 件

(事業年度当たりの事業数)	
マージン率	実績なし
教育訓練に関する事項	派遣就業開始前及び就業期間中、個人情報保護・情報セキュリティに関する研修を受講していただきます。就業開始時に業務内容等についての研修および、訓練を有給にて実施いたします。
派遣料金（8H 平均）	実績なし
賃金（8H 平均）	実績なし
その他参考と認められる事項	派遣スタッフで就業していただく方には、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。産前産後休暇・育児休暇・介護休暇等の制度も用意しております。【無給】（対象条件をご確認ください）
雇用安定措置を講じた人数	派遣先への直接雇用の依頼を講じた人数 0 人 新たな派遣先の提供を講じた人数 0 人 当社で派遣労働者以外の労働者として無期雇用した人数 0 人 その他の措置を講じた人数 0 人
派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	協定対象派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者 ☒ 労使協定を締結していない ☐ 労使協定を締結している

■事業所の名称

株式会社アクアメント

■事業所の所在地

兵庫県神戸市中央区生田町 2 - 2 - 2

■電話番号

078-232-4180

■許可番号

一般労働者派遣事業 派 28-301819